

負担限度額認定申請について

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等の入所・入院及びショートステイを利用する際の食費・居住費（滞在費）の負担限度額認定による減額を希望される方は申請が必要です。なお、負担限度額の認定は申請日（申請を受理した日）の月の初日からとなります。施設利用の予定のある方は、利用開始月の月末までに申請をしてください。

<認定の対象要件> 次の要件のいずれも満たす場合に認定の対象となります。

- ① 認定を受けようとする本人の属する世帯の全ての世帯員並びに本人の配偶者（世帯分離している配偶者および婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が市町村民税非課税であること
- ② 本人及び配偶者の預貯金等の合計額が
 - 第1段階の場合：単身1,000万円以内（夫婦の場合は2,000万円以内）
 - 第2段階の場合：単身 650万円以内（夫婦の場合は1,650万円以内）
 - 第3段階①の場合：単身 550万円以内（夫婦の場合は1,550万円以内）
 - 第3段階②の場合：単身 500万円以内（夫婦の場合は1,500万円以内）であること（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）

<1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額>

対 象 者		預貯金等の 基準額	居住費（滞在費）				食 費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護受給者	単身1,000万円 （夫婦2,000万円） 以下	880円	550円	550円 ※380円	0円	300円	300円
	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者							
第2 段階	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額（注1）と 課税年金収入額と非課税年金収入額（注2）の合計が 80万円以下の方	単身 650万円 （夫婦1,650万円） 以下	880円	550円	550円 ※480円	430円	390円	600円
第3 段階 ①	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額（注1）と 課税年金収入額と非課税年金収入額（注2）の合計が 80万円超120万円以下の方	単身 550万円 （夫婦1,550万円） 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	・世帯員および本人の配偶者が市町村民税非課税かつ 本人の前年の年金以外の合計所得金額（注1）と 課税年金収入額と非課税年金収入額（注2）の合計が 120万円超の方	単身 500万円 （夫婦1,500万円） 以下	1,370円	1,370円	1,370円 ※880円	430円	1,360円	1,300円
上記以外の方（負担限度額認定非該当の方）		基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 ※1,231円	437円 ※915円	1,445円	

※印の金額は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合の金額です。（他は共通）

（注1）年金以外の合計所得金額は、長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除額を控除した額となります。

（注2）遺族年金（寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む）や障害年金など。

なお、弔慰金・給付金などは「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても収入に含めません。

なお、ケアハウスや有料老人ホーム、グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護支援事業所などの食費・居住費（滞在費・宿泊費）は対象ではありません。また、介護保険料の滞納による給付額減額等（特例）特定入所者介護サービス費の支給を行わないの措置を受けている方は対象にはなりません。

<申請手続について> 申請には次の書類が必要です。

- ① 介護保険負担限度額認定申請書（非課税年金【遺族年金・障害年金】を受給されている方は、該当に○をお願いします）
- ② 金融機関及び各関係機関等への照会にかかる同意書
- ③ 預貯金等（※1）の口座残高等の写し
 - ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の分かる部分
 - ・口座残高及び年金振込額が分かる部分（申請する日の直近2か月以内の履歴）

預貯金等の種類 ※1	提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託（合同運用信託・公募公社債等運用投資信託など）	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借入証書など

<結果通知について>

申請書類等を審査し、その結果について認定証（認定者のみ）及び決定通知書を送付します。なお、審査には、金融機関等への照会等や要介護認定結果待ち等により、申請をいただいてから1か月以上かかる場合があります。

【問い合わせ先】 ◆中芸広域連合介護サービス課 給付係（0887）32-1165
〒781-6410 安芸郡田野町1456番地41
◆ お住まいの町村役場 介護保険係

負担限度額等変更のお知らせ

介護保険負担限度額認定については、近年の光熱・水道費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、令和6年8月より基準費用額が見直され、負担限度額が変更となります。

変更内容

居住費（滞在費）について、基準費用額および第1段階の多床室を除いた負担限度額が一日当たり60円引き上げられます。

<1日あたりの部屋代(居住費・滞在費)と食費の負担限度額> 令和6年7月まで

利用者負担額	居住費（滞在費）				食 費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	820円	490円	490円 ※320円	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	490円 ※420円	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 ※820円	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 ※820円	370円	1,360円	1,300円
上記以外の方 (基準費用額)	2,006円	1,668円	1,668円 ※1,171円	377円 ※855円	1,445円	



令和6年8月から(変更は下線部)

利用者負担額	居住費（滞在費）				食 費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	<u>880円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u> ※380円	0円	300円	300円
第2段階	<u>880円</u>	<u>550円</u>	<u>550円</u> ※480円	<u>430円</u>	390円	600円
第3段階①	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u> ※880円	<u>430円</u>	650円	1,000円
第3段階②	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u>	<u>1,370円</u> ※880円	<u>430円</u>	1,360円	1,300円
上記以外の方 (基準費用額)	<u>2,066円</u>	<u>1,728円</u>	<u>1,728円</u> ※1,231円	<u>437円</u> ※915円	1,445円	

※印の金額は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合の金額です。（他は共通）

※基準費用額は、施設における平均的な費用の額等を勘案して厚生労働省が定める額です。